

「決算短信様式・作成要領」の改訂の概要

1. 改訂の概要

現在、我が国では、複数の会計基準が認められている中で、『日本再興戦略』改訂 2014 「未来への挑戦」の趣旨を踏まえ、当取引所におきましても決算短信において会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載していただくことといたします。

2. 記載場所

決算短信（添付資料）のうち、一律に記載を要請している事項として「会計基準の選択に関する基本的な考え方」という項目を「連結財務諸表」（連結財務諸表非作成会社の場合には「財務諸表」）の前に新たに追加します（下記参照）。

〔決算短信の基本的な構成〕

- 決算短信（サマリー情報）
- 決算短信（添付資料）
 - ・ 一律に記載を要請している事項
 - (a) 添付資料の目次
 - (b) 経営成績・財政状態に関する分析
 - (c) 継続企業の前提に関する重要事象等
 - (d) 経営方針
 - (e) 会計基準の選択に関する基本的な考え方 ⇒ 追加
 - (f) 連結財務諸表（財務諸表）
 - ・ 投資判断に有用な情報の追加に係る要請

3. 記載内容

会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載してください。例えば、IFRS の適用を検討しているか（その検討状況、適用予定時期）などを記載することが考えられます。

※作成要領の改訂箇所については、別添 2 「「決算短信様式・作成要領」（該当部分抜粋）P.7 (e) 会計基準の選択に関する基本的な考え方」をご参照ください。

4. 適用時期

今回の「決算短信様式・作成要領」の改訂は、平成 27 年 3 月 31 日以後に終了する通期決算に係る決算短信から適用します。ただし、平成 27 年 3 月 30 日以前に終了する通期決算に係る決算短信から適用することも可能とします。

以 上